

東南アジアにおける法学教育の現状

中 田 淳 一

I は し が き

私は、この夏、アジア財団の援助によって、マレーシアおよびタイの2国に、約3週間の出張旅行をすることができた。主な目的は、7月20日から同25日までを会期として、シンガポール大学の法学部で開催された、第2回東南アジア地域法学教育会議に、日本代表として出席することであったが、これを機会に、マレーシアの首都クアラルンプールおよびタイ国の首都バンコックをも歴訪して、両国の司法制度ならびに法学教育の現状を視察し、またとくにバンコックにおいては、京都大学東南アジア研究センター内の政治班ならびに比較法班による今後の調査計画のため、関係方面との連絡をつけたいと考えた。以下、この旅行を通じて知りえた現地の法学教育の模様を伝えたいと思うが、なにぶんきわめて短期間の旅行であり、ことに私の予備知識の不足から、この報告が全く表面的な観察と独断的な感想の叙述に終始するのではないかを、私自身おそれている。

II 第2回東南アジア地域法学教育会議 (The Second Regional Conference on Legal Education in South-East Asia)

(1) 会議の目的 この会議は、東南アジアにおける法学教育に関し、共通の諸問題を共同討議し、その改善と発達のため、この地域における法学関係の教育者ならびに教育機関相互の協力を深め、かつこれに向っての努力を結集することを目的としている。第1回の会議は、1昨年、すなわち1962年8月27日から9月1日まで、シンガポール大学法学部の主催で開催されたが、そこで相当の成果をおさめえたことに鑑み、この

会議を唯の1回だけで終らせることなく、むしろ永続的なものとしてはとの議が参加者の間から起り、そのための母体として、「東南アジア法律学校協会(仮訳)(Association of Law Teachers and Law Schools in South-East Asia)を創設すべく、その基本たる規約の起草をシンガポール大学の法学部に委託する旨の決議がなされたのであった。このような経緯から、こんどの第2回会議も、同じくシンガポール大学で開催され、会議の冒頭において、上記の規約案の審議が行われることになっていたのである。

(2) 会議の経過 会議は、まずシンガポール大学の法学部長 H.E. Groves 教授を議長に選出、その主宰のもとに、上記規約案の討議に入り、これが1部修正のうえ、可決されたが、これに引続き、つぎの各議題について、あらかじめ用意された報告書の朗読とこれをめぐる討議が行われた。

I. Problems of Law School Development

1. Sources of Finance : - (a) Government ;
(b) Private and (c) Foreign.

Reporter : - Justice H.W. Tambiah (Supreme Court of Ceylon) ; Justice Toji Tao (Legal Training & Research Institute, Supreme Court of Japan)

2. Recruitment of Teachers ; - (a) Sources, Domestic and Foreign; (b) Competition with Practice and Government; (c) Role of Part-time Teachers; (d) Teacher Exchanges.

Reporter : - Professor Troadio T. Quiazon (University of the Philippines)

3. Students ; - (a) Numbers ; (b) Quality.

II. Teaching Methods and Materials; -(a) Class sizes; (b) Lecture, Tutorial, Case Class, Others; (c) Textbooks, Casebooks, Others; Their Production and Quality Control; (d) Moots.

Reporter; -Professor G.S. Sharma (University of Rajasthan, India);

U Hla Aung (Professor, University of Singapore)

III. Role of Law Schools in Preserving and Strengthening Democratic Institutions.

Reporter; -Professor L.R. Sivasubramanian (University of Delhi)

IV Role of Law Schools in Reducing International Tension

Reporter: -Dr. R.C. Hingorani (University of Delhi)

これらの議題については、中間日における模擬裁判の実演や、最終日における総括討論をも含めて、上記のように7月20日に始まる6日間の日程での消化が予定されていた。ところが会議の2日目である21日に、突然シンガポール市内で起った暴動のために、以後の日程は残念ながら中断のやむなきにいたった。この日はあたかもマホメットの誕生日に当たっていたが、そのお祭のデモ行進に突然妨害が入ったのをきっかけに、マレー人と中国系住民との間に大衝突が起き、相互の殺傷、商店街の破壊、自動車の焼打ちなど、極めて不穏な情勢となった。しかも、シンガポール市手持ちの警察力だけでは、容易に抑えきれず、連邦政府に対する軍隊の出動さえ要請される始末となった。人種融和を国是とし、また東南アジアのなかで最も政情の安定したところと聞いていたこのシンガポールで、このような騒動に会うことは、旅行者にとっては全くショッキングな出来事であった。事件の全貌やその真因を詳かにせぬわれわれとしても、新連邦における統一国家の建設が、前途すこぶる多難であることを思わざるをえなかった。ともかく、その翌日から市当局の発したCurfew (外出禁止令) のため、われわれ外国からの会議参加者は、終日ホテルに足留めされ、市内見物はおろか、会場であるシンガポール大学への往復も許されない状態となった。そこで、主催校としてはようやく5日目の24日になって、僅かに許された自由時間を利用して、会場をホテルに移し、残された議題につい

ての報告をすませる一方、上記の東南アジア法律学校協会については、出席代表のなかから、仮りの執行部役員を選出して、今次会議に関し一応の収拾をはかることになった。

(3) 会議の印象 このようなわけで、こんどの会議は、全く不慮の出来事のために、十分な成果を見ないうちに終了したのであるが、ここでは、この短かい会期を通じて受けた若干の印象を摘記することによって、私の報告に代えたいと思う。

(a) まず、この会議での報告・討論その他の見聞を通じて最も強く感じたことは、この地域の一般傾向として、大学というものの目的が、ほとんど専ら学生の教育におかれ、法律学の学問としての研究や研究者の養成は、決して軽視されているとはいえないにしても、實際上甚だ困難な状況にあるという点である。少なくとも、法律の分野に関する限り、大学教授の社会的地位は、裁判官・弁護士の実務家や政府の法律職のそれに比して低くて、これに支払われる俸給その他の待遇は、両者の間に格段の相違が認められるようである。大学教授は、今までのところ、色々の意味で、とくに魅力のある職域とは見られず、従って有能な実務家や政府職員を大学に迎えることは、極めて困難であるばかりか、大学自身による若手研究者の養成ということも、研究施設の不備もあって、なかなか容易でなく、ことに正教授の資格として、先進国(英本国、フランス、アメリカなど)での学位の取得が要求されているのが例である関係上、教官の自給は困難のようである。そして、このことは、当然に、大学における教授陣の弱体となって現われている。法律学が独立の学部として設置されているところでさえも、そのスタッフは、2~3名の正教授と数名の助教授ないし講師で構成されているにすぎず、他は多数の非常勤の講師で賄われている状態である。実は、私ほうかつにも、こんどの会議で予め通告された議題のひとつとして、上記のように、パートタイム・ティーチャーの問題が、大きく取扱われていることの意味がよく分らなかったのであるが、会議に出席してみ始めて、この問題の重要性を知ることができた。なるほど、実務家や政府職員を講師として大学に迎えることは、ほんらい実務と密接な関連のある法律の教育にとって、大きな効果のあることは、否定できないであろう。けれども、これらの非常勤の教官があまりに多数を占めることは、

学生に対する十分な責任のある指導という面で欠けるばかりでなく、現行の法制ならびにその運用に対し常に批判的精神をもって臨むという、科学としての法学の進化にとって不可欠な面が、ともすれば忘れられがちになるのではないかが、おそれられるのである。

(b) しかしながら、法学の教育ということに関しては、極めて熱心な態度がとられ、教育方法については、色々の工夫がこらされていることは、十分な注意を払う必要がある。たとえば、シンガポール大学の法学部では、アメリカ式のケース・メソッドのほか、模擬裁判 (moot) の方法が正課として採用せられ、校舎内に立派な法廷室が設けられ、現職の裁判官を裁判長に迎えて行われる実演については、学生の参加が義務づけられ、その弁論・裁判の活動に対する教官の評価が、学業成績の1部として斟酌されるようになっていようである。実務家の養成を目的としないわが国の大学では、これらの方法をそのまま模倣できないことはいうまでもないが、それにしても、わが国の法学教育では、今なお主として明治以来の講義方式が踏襲せられ、いかに教えるかは、各教官の個人的経験にだけ委ねられ、教育方法に関する共同の討議による改善への努力に足りないうらみはないかは、大いに反省すべきであろう。

(c) 最後に、この東南アジア地域法学教育会議の今後における見通しであるが、ありていにいって、その将来は決して楽観的ではありえないように感じられる。前述のように、この会議の第1回は、1962年に開かれ、シンガポールおよびマラヤ以外の他の地域からの参加者は約30名(日本からは、司法研修所教官小松正富判事)であったのに反し、今回はマレーシアを除く外国からの参加者は19名(日本からは、司法研修所教官田尾桃二判事と私)にすぎず、ことにビルマ、カンボジア、オーストラリア、タイ、ヴェトナム、インドネシアおよびサラワクの代表者は見えず、これは国内的・国際的その他諸事情によるとはいえ、かなり淋びしく思われた。(もっとも、韓国、ブルナイ、香港からは、今回新たな参加者があった。)もともと、この会議の開催は、アジア財団の財政的援助に負うところが大きいと聞くが、もしこの援助がないと、今後における続行は、シンガポール大学関係者、ことに Groves 法学部長、Khetarpal 教授などの努力にかかわらず、甚だ困難のように見える。上記のように、この会

議の母体ともなるべきものとして、東南アジア法律学校協会が一応結成されはしたが、その主たるメンバーである個人会員ならびに学校会員のうち、前者の会費が、主としてインド代表の強い要請で提案額の半分に削られたこと、また後者に関しては、この地域の法律学校のうちどれだけの正式加盟が期待できるかは甚だ確実でないことなどから推すと、せっかくできたこの協会も、先ず財政面からその運営が危ぶまれる。

III バンコックにおける関係方面との連絡

シンガポールでの会議後、7月25日に、田尾判事と同道、クアラランプールに飛び、さらに28日にはバンコックまで戻り、私は8月2日まで当研究センター連絡事務所に滞在した。

(1) まず、クアラランプールでは、連邦裁判所を訪問して、事務局長の Ibni Almarhom 氏からマレーシアの司法事情につき説明を聞くことができた。いうまでもなく、マレーシアは純然たる英法系で、下級裁判所の主なものとして、Magistrate's Courts, Sessions Courts or District Court, および High Courts (マラヤ、ボルネオ、シンガポールの3箇所)があり、さらにこれらに対する最高裁判所として、この連邦裁判所がある(なお、連邦裁判所の判決に対しては、さらに英本国の Privy Council への上告も認められる)。判例法系ではあるが、インドと同様、法典化も進められ、すでに1948年の刑法典、1950年の証拠法典もあるほか、訴訟手続に関しては、court rules が活用されているようである。ただし、マレーシア法の研究資料としては、The Malayan Law Journal (1932年創刊の月刊誌で、発行所は同名 20 Malacca Street, Singapore 1) が最適の文献であるようである。(なおシンガポール大学法学部の機関誌として、Malaya Law Review, 旧名 University of Malaya Law Review もあるが、これは7月、12月の年2回発行となっている。)

(2) つぎに、バンコックでは、前後6日間の滞在中、当時の連絡事務局長相良惟一教授および現地調査員の大学院学生矢野暢君の周到になされたアレンジメントに従って、最高裁判所長官 Sunya Dharmasakti, 経済省局長で公法学者の Prayoon Kanchanadul, チュラロンコン大学政治学部長 Kasem Uthayanin, 内務次官兼タマサット大学政治学部長 Thawee Ra-

enkham, 法務大臣兼タマサット大学法学部長 Phya Arthakariya Nibhonda, 元最高裁長官で弁護士の Luang Chamroon Netisatr の諸氏に面談することができた。主な目的は、これらタイ国法曹の首脳部に対し、当研究センターにおける今後の調査研究について了解を求め、必要な協力を要請することであったが、これを通じて最も強く印象づけられたことは、現下におけるタイ国の特殊な政治情勢もあって、とくにこの国では科学としての法律学の成育発達が困難な状況にあるかに見えた点であった。ことに現職の大臣や次官が、同時に大学の学部長を兼ねるというごときは、われわれとして全く想像外であり、大学の自治とか学問の自由は、ここではどのように考えられているのか、われわれの推測の及ばないところであった。タマサットの政治学部の卒業生の大部分は、内務省に入るか外交官になるかで、行政官としての出世コースを直進することあり、大学即官吏養成機関として、

国家権力の絶大な庇護と管制下にあるのであろう。これに対し、チュラロンコンではむしろアカデミックな大学への進路を目指す意図は窺えるが、その規模は前者に比較にならぬほど小さく、設備も不十分で、将来立派な大学に育てるには、大学の内外における関係者の大きな努力が必要であるように見受けられた。

なお、日泰比較法についていうと、これは何よりも言葉の点で、きわめて困難な条件下にあるといえる。タイ国は、沿革的にはフランス法系に属するとは聞いているが、バンコック滞在中は、民法、商法、民事訴訟法の各法典についての泰英対訳書を見かけただけで、英仏語その他われわれが比較的容易に近づきうる法律書は皆無のようであった。けれども、ひるがえって考えると、この点は日本の法律学も同じ状況で、内容ならびに表現とも、国際的に通用性のある学問の樹立ということが、われわれに課せられた切実な任務であることが、あらためて痛感されるしだいである。